

茨城町国民健康保険に加入している方へ

医療費が高額になる場合は 限度額適用認定証 または マイナ保険証 をご利用ください

医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されますが、事前に支払いを自己負担限度額までに抑える方法があります。それが、「限度額適用認定証」(以下、認定証)です。

■ 認定証ってなに？

入院等の予定があり、医療費が高額になりそうなとき、認定証を医療機関の窓口に提示すると、保険適用内の医療費の支払いを自己負担限度額までにすることができるものです。

マイナ保険証を利用して受診する場合は、認定証の手続きは不要です！

これまでは、自己負担限度額の適用を受けるためには、事前に保険課へ認定証を申請し、交付を受けた後、医療機関等の窓口で認定証を提示する必要がありました。

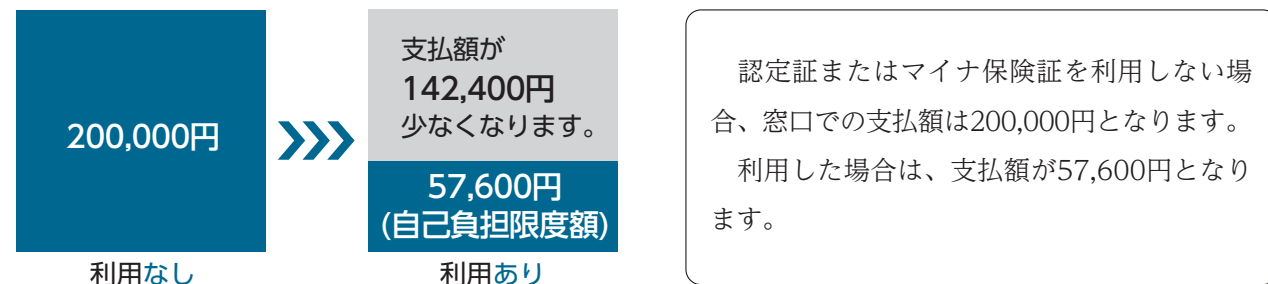
医療機関等でマイナ保険証（保険証として利用登録したマイナンバーカード）を利用すれば、認定証の提示が不要となり、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

マイナ保険証の利用登録はこちら



■ 認定証 または マイナ保険証 を利用しない場合と利用した場合の差

例 Aさん(65歳 自己負担限度額:57,600円の支払額が200,000円になったとき)



■ 認定証の対象者

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満で

現役並み所得者Ⅰ・Ⅱまたは低所得者Ⅰ・Ⅱ（住民税非課税世帯）の方

※自己負担限度額の区分については、町ホームページまたは窓口で配布しているパンフレットをご覧ください。

■ 申請に必要なもの

- ・来庁する方の本人確認書類（運転免許証等）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード（世帯主と認定証が必要な方の分）
- ・世帯主からの委任状（別世帯の方が来庁される場合）

■ 申請場所

保険課（1階4番窓口）

※郵送での申請も可能です。ご希望の際は、申請書を送付しますので、ご連絡ください（ホームページからダウンロードもできます）。

■ 注意事項

- ・国民健康保険税に滞納がある方には、交付できません。
- ・住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」になります。

高額療養費・自己負担限度額に関する町ホームページはこちら



安い！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう
【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113（直通）

令和7年度 茨城町放課後児童クラブ入所児童募集

▶入会基準

保護者が常時働いているなどの理由で、放課後の時間帯等に児童をみることができない状態にある世帯。原則として、その他家族（祖父母など）も同様の状態に限ります。

- ▶対象 小学校1年生から6年生までの児童
▶定員

児童クラブ名	開設場所	定員
長岡児童クラブ	長岡小学校1階西側教室	70人
葵児童クラブ	葵小学校敷地内専用室	70人
大戸児童クラブ	大戸小学校敷地内専用室	70人
青葉児童クラブ	青葉小学校敷地内専用室	130人



▶料金 平日のみ利用 月額 6,000円、月～土曜日利用 月額 8,000円

▶受付期間 令和7年1月9日(木)～1月23日(木)

▶申請書類設置場所 茨城町こども課、各児童クラブ
※町ホームページから入会に必要な申請様式をダウンロードすることも可能です。

▶受付場所 こども課（茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内）

▶受付時間 午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日を除く。水曜日は延長窓口のため午後7時まで受付）
※詳細は、町ホームページ「放課後児童クラブ」よりご確認ください。

【問合せ先】 こども課 ☎ 029-240-7144（直通）

消費生活
センター

知っていますか？ 通信販売はクーリング・オフができません！

スマートフォンから簡単に注文ができる通信販売。しかしインターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売ではクーリング・オフ制度※の適用はありません。「今だけお得」などの言葉にひかれ、記載内容をよく理解せずに申し込み、トラブルにあうケースが目立ちます。

※クーリング・オフ制度 … 一定の契約に限り、いったん契約の申込みをした場合でも、一定期間であれば申込みの撤回や契約解除ができる法制度です。

例) 訪問販売の場合は8日間

相談事例

娘が通販サイトでジャージを注文した。届いた商品を確認したところ、ロゴマークの色を間違えて注文していたことがわかった。

サイトを改めて確認すると「クーリング・オフはできない。返品は可能だが送料は自己負担」との記載がある。本当にクーリング・オフはできないのか？



⚠️トラブルにあわないために

- ・インターネット通販等の通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。
- ・特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば消費者が送料を負担し返品できます。返品可能な場合でも、返品期限が設けられていることがあるため、商品を受け取ったらすぐに中身を確認しましょう。
- ・通信販売は記載されている内容を良く読み、返品ができるか、できる場合の条件などを十分理解した上で利用しましょう。

困った時は早めに消費生活センター等に相談を！

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690（直通）
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時（土・日・祝日を除く）
消費者ホットライン ☎188（局番なし）